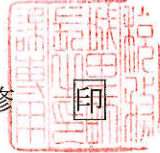




公示送達書		
令和 8 年城里町告示第169号 令和 8 年 7 月 2 3 日 下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び城里町税条例第18条の規定により公告します。 なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。 城里町長 上遠野 修 		
送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
山崎 寿之	地方税法第 451 条に基づく書類	
送達する書類の保管場所 城里町役場 税務課 (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		